

熊谷市農業委員会  
第13回総会議事録

令和4年8月29日（月）  
熊谷市農業委員会

## 熊谷市農業委員会第13回総会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和4年8月29日(月)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和4年8月29日(月)午後3時30分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 44名
- (2) 欠席数 3名

#### 農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	木村 進	11	出	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	出	栗原 一森
5	欠	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	出	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	出	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	欠	上山 豊明
10	出	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	出	関口 明男
2	出	西田 茂夫	16	出	滝田 法明
3	出	根岸 勇	17	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	18	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	19	出	小崎 信明
6	出	福島 清一	20	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	21	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	22	出	坂本 三郎
9	出	菊地 修一郎	23	出	田沼 寛央
10	出	漆原 秋夫	24	欠	細田 文男
11	出	鯨井 章男	25	出	森 一男
12	出	中島 正樹	26	出	中川 登美夫
13	出	奥野 進	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	出	吉野 福司

## 4 議 事

### (1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19号の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

### (2) 報 告

報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告事項(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)

報告事項(5) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第13回総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、木部会長から御挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>( 会長あいさつ )</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中17名であります。なお、農地利用最適化推進委員については28名中27名でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p>
	<p>( 議長一任の声あり )</p>
議長	<p>議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、9番、権田委員、10番、夏目委員にお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p> <p>以上、5議案です。よろしくご審議願います。</p>

議長	<p>各議案については概要説明とさせていただきます、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の概要説明を求めます。</p> <p>+</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案書1頁、資料1頁をご覧ください。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、全部で8件となっており、取引額、現地確認等は議案書資料に記載されているとおりです。</p> <p>なお、議案番号8について追加説明させていただきます。本件譲受人については、議案第4号で審議頂きます農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画、議案書10ページ、議案番号416で令和4年9月1日付けで田〇〇〇〇平方メートルの使用貸借権を得る予定となっております。</p> <p>それに伴い、農地法第3条許可申請の下限面積要件5000平方メートルを満たすことになっております。</p> <p>通常、総会において許可と決定された案件については総会の翌日に許可書を交付することになっておりますが、本案件については以上の内容から令和4年9月1日以降、下限面積要件を満たした後に許可するという条件を付してご審議頂きたいと思っております。つまり他の案件に比べて許可書の交付日を2日間だけ遅らせることとなります。</p> <p>以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から議案番号8については、下限面積要件を満たした後に許可するという条件を付して許可を考えているとの説明がありましたので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号8について質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号における議案番号8について、本案を下限面積要件を満たした後に許可するという条件を付して許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、下限面積要件を満たした後に許可するという条件を付して許可すべきものと決しました。</p> <p>続きまして、議案第1号における議案番号8以外の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>

西田委員	議案番号7番について、〇〇〇地内、面積〇〇〇平方メートルで取引額が〇〇〇万円とありますが、何か特別な理由等ありますか。
事務局	<p>特別な事由という事での金額とは申請者の方からは伺っておりません。但し、土地の立地からいいますと自宅及び所有農地の隣接地で使い勝手がいいとのことで高額での売買となっていると思われま。</p> <p>なお、申請地については、農用地区域内農地(青地)となりますので開発等が見込まれる農地ではないことを申し添えます。</p>
議長	<p>他に質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号における議案番号8以外について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【事務局が、議案について概要を説明する。】</b></p> <p>議案書の4頁、資料の3頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については1件です。</p> <p>内訳は、「貸駐車場」1件です。</p> <p>農地区分や申請事由については、議案書資料に記載のとおりです。</p> <p>以上御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	ございません。
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>

議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【事務局が、議案について概要を説明する。】</b> 議案書の5頁、資料の4頁をご覧ください。 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については14件の申請があり、内訳は、「住宅」13件、「太陽光発電設備」1件の全14件となります。 農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。 以上御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>ございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
西田委員	<p>議案番号7番、8番、13番、14番の面積がすべて基準の500平方メートルを超えているが、私が思うには入り口の形状が旗竿の土地だと推測するがどうなのか。</p>
事務局	<p>住宅を目的とした転用は500平方メートルまでと定められており、御質問のとおり今回の住宅の計画は旗竿地になり、竿部分が長く奥に住宅を建てるという計画です。 そういった場合、県の方針で500㎡を超えていても、進入路部分は面積に含めなくてもいいとされており、県と相談のうえ申請面積で可との回答を頂いております。 議案番号14番については、目的が太陽光となりますので太陽光は面積が500平方メートル以内という規則はありません。 その案件毎に面積が妥当か確認することになっております。 太陽光については、事前に図面等を確認し判断しております。</p>
議長	<p>他に質疑、意見等ございませんか。</p>



	<p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>( 挙手全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【事務局が、議案について概要を説明する。】</b> 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。 議案書の10頁から16頁、議案書資料の6頁をご覧ください。 今月の件数は全57件、90筆、159,972平方メートルです。 内訳については、議案書に記載のとおりです。 今回の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものと考えます。 また、議案書資料7頁から8頁につきましては、新規就農を予定しております〇〇〇〇の営農計画書でございます。 以上御審議の程よろしく願いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>ございません。</p>
議長	<p>それでは新規就農の方においで頂いておりますので、議案番号429から436について申請人の入室を認めます。</p>
	<p>( 申請人 〇〇〇〇 入室 )</p>
議長	<p>本日はお忙しいところ大変ご苦勞様です。営農計画などについて説明をお願いします。</p>
申請人	<p>( 申請人〇〇〇より説明 ) 御紹介頂きました〇〇です。よろしく願いたします。 農業をはじめて5年目になります。深谷市内で2年経過し、面積約1町を耕作しており、今度妻沼地区で約2町を耕作予定です。 合計面積約3町についてブロッコリーの仕込みをしているところ</p>

です。

ブロッコリー収穫後はトウモロコシを約2町やっていく予定でいます。

農業用機械もだいたい揃ってきており、トラクターは現在手配している最中で来ればより計画的にできると思います

今のところ現状は1人でやっていますが、収穫期のみ人を雇っている状況です。

私の娘が手伝いに来ると、この後はNPOに切り替えていこうと思っています。

この後はこの子たちを育て後継者としていく予定ではじめたところ

です。概略については以上です。よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

なお、本件につきましては、〇〇〇〇〇〇が申請人と面談していただいておりますので、〇〇〇〇〇〇から報告をお願いいたします。

議長

〇〇〇〇〇〇

( 〇〇〇〇〇〇より報告 )

新規就農者の件について、補足説明をさせていただきます。

2年前にNPO法人の〇〇〇〇〇〇という介護施設があり、〇〇地区で農業参入を考えており、〇〇の東地区で遊休農地、荒廃農地を見つけたいとのことで、〇〇地区、〇〇〇地区、〇地区について農地パトロールを実施し、遊休農地、荒廃農地の所有者を事務局へ依頼し所有者を調べ、所有者宅へ訪問し農地を貸してくれるか否か確認をとりました。

結果的に、貸してくれる農地は、全て利用権の設定をしております。

今のところ現状が約11町歩、〇〇〇〇〇〇が利用権を設定しております。

元々が介護施設の経営方法と〇〇〇〇が考える農業経営とは経営形態が違ふと思われ、その辺で若干代表者と意見が合わなかったことから今年の4月に農業部門の取締役を退任することが決定しました。

現在申請人は50,000平方メートル、〇〇地区、〇〇〇地区はブロッコリー栽培のまっ最中です。私が〇〇地区に急遽15,000平方メートル畑を借り受け、2、3日前より私が耕運して終わったところにブロッコリーを植え付ける予定でございます。

将来的に、本人からもっと増やしたいとのことですが、1人でやっているため限界がありますが、ゆくゆくは規模拡大する希望があります。その時点で、従業員を雇う等を行い規模拡大を図ってもらえればよいと思います。

販売先については既に栽培している事情がありますので、〇〇や〇〇と販売先は決定しておりますので問題ないと思います。以上補足説明させて頂き、委員の皆様のご慎重審議をお願いいたします。

議長	<p>ありがとうございました。それでは申請人に対しまして、営農計画書等について質疑等ございましたらお願いします。 質疑等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようです。 本日は大変ご苦勞様でした。 申請人の方は退出をお願いします。</p> <p>( 申請人 退出 )</p>
議長	<p>それでは、議案番号429から436について質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第4号における議案番号429から436について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については原案のとおり承認すべきものと決しました。 続いて議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。 議案番号413については、借受人が私、木部となっておりますため、議事参与制限により一時退席します。 その間、議長を夏目職務代理に代わっていただき、先に審議をお願いいたします。</p> <p>(木部会長 退席 )</p> <p>(議長を夏目職務代理に代わる )</p>
夏目職務代理	<p>議案番号413について、会長に代わりまして議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。 それでは、議案番号413について、質疑、意見等を求めます。 何か意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>

夏目職務代理	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第4号における、議案番号413について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手全員 )</p>
夏目職務代理	<p>よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 木部会長は入室をお願いします。ここで議長を木部会長に代わりませす。</p> <p>( 木部会長 入室 )</p>
議長	<p>続きまして、ただいま審議いたしました議案番号429から436及び413以外の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第4号における、議案番号429から436及び413以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決定しました。 次に議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17頁から21頁、議案資料11頁をご覧ください。 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)について説明いたします。 今回の配分計画は奈良地区、池上地区、中条地区、東別府地区、三尻地区、下川上地区、弥藤吾地区の7地区の案件についてご審議頂きます。内容につきましては議案書、議案書資料のとおりです。 今回の農用地配分計画で設定する47筆は農地の全てを効率的に利用し耕作等を行うことや、周辺の農地利用への影響、必要な農作業に常時従事するものとして作成しており、各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>

事務局	ございません。
議長	なお、本案につきましては、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。 議案番号8及び12については賃借権の設定を受ける者が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっておりますので、〇〇〇〇は一時退席をお願いいたします。  ( 〇〇〇〇 退席 )
議長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第5号における議案番号8及び12について、配分計画(案)のとおり承認するに賛成の委員の挙手を求めます。  ( 挙手全員 )
議長	挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。 〇〇〇〇は、入室してください。  ( 〇〇〇〇 入室 )
議長	続いて、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。 議案番号16から19については賃借権の設定を受ける者が夏目委員となっておりますので、〇〇〇〇は一時退席をお願いいたします。  ( 〇〇〇〇 退席 )
議長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。  (なしの声)  特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第5号における議案番号16から19について、配分計画(案)のとおり承認するに賛成の委員の挙手を求めます。  ( 挙手全員 )

議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇〇〇は、入室してください。</p> <p>( 〇〇〇〇 入室 )</p>
議長	<p>つづきまして、ただいま審議いたしました議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号における議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>以上で、全議案の審議が終了しました。</p> <p>続きまして、報告事項(1)から(5)につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議案、報告、すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>木部会長、ありがとうございました。</p> <p>次にその他に移らせていただきます。</p> <p><b>【優良農家被表彰者の推薦について（農業振興課）、研修「農業経営の法人化について」（埼玉県大里農林振興センター）、イベント等における一時転用の取扱いについて、最適化活動の活動記録簿について、及び農業施策に関する意見書の取りまとめについて、をそれぞれ受講、説明する】</b></p>
事務局次長	<p>事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>( なしの声 )</p>
事務局次長	<p>それでは最後に閉会を夏目会長職務代理にお願いいたします。</p>

(閉会のあいさつ)

ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長  
次長兼農政係長  
農地係長  
主任  
主任

浅見 和彦  
佐藤 雅史  
長谷川 幸弘  
樋口 祥平  
贄田 敦嗣

令和4年8月29日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次 \_\_\_\_\_

署名委員 権 田 久 男 \_\_\_\_\_

署名委員 夏 目 亮 一 \_\_\_\_\_